

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる

危険行為(15項目)の概要



<p>1 信号無視 (道路交通法第7条)</p>	<p>2 通行禁止違反 (道路交通法第8条第1項)</p> <p>「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為</p>	<p>3 歩行者用道路における車両の義務違反 (道路交通法第9条)</p> <p>自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意をはらわなかったり、徐行しなかったりする行為</p>
<p>4 通行区分違反 (道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項)</p> <p>車道と歩道が区別されている道路で歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為</p>	<p>5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (道路交通法第17条の3第2項)</p> <p>自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為</p>	<p>6 遮断踏切立入違反 (道路交通法第33条第2項)</p> <p>遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または、警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為</p>
<p>7 交差点安全進行義務違反等 (道路交通法第36条)</p> <p>信号機のない交差点等で、左からくる車両や優先道路などを通行する車両等の通行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為</p>	<p>8 交差点優先車妨害等 (道路交通法第37条)</p> <p>交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折しようとする車両等の進行を妨害する行為</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反等 (道路交通法第37条の2)</p> <p>環状交差点内を通行する車両等の通行を妨害したり、環状交差点に入る時に徐行しないなどの行為</p>
<p>10 指定場所一時不停止 (道路交通法第43条)</p> <p>一時停止標識を無視して交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両等の進行を妨害する行為</p>	<p>11 歩道通行時の通行方法違反 (道路交通法第63条の4第2項)</p> <p>歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなものに一時停止しないなどの行為</p>	<p>12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 (道路交通法第63条の9第1項)</p> <p>ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>
<p>13 酒酔い運転 (道路交通法第65条第1項)</p> <p>酒に酔った状態で自転車を運転する行為</p>	<p>14 安全運転義務違反 (道路交通法第70条)</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転する行為</p> <p>※傘さし運転やながらスマホで事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。</p>	<p>15 妨害運転 (交通の危険のおそれ・著しい交通の危険) (道路交通法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号)</p> <p>自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反の7つの行為</p>



【自転車運転者講習のながれ】

14歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者に講習を受けるように命令

→ 自転車運転者講習を受講
【講習時間：3時間】
【講習手数料：6,000円】

→ 受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金